

事務所通信

令和5年3月号

よしかわ税理士事務所

税理士・ファイナンシャルプランナー 吉川 るみ子

〒604-8123 京都市中京区堺町通

四条上る八百屋町 555 番地 303

TEL : 075-366-5944

E-mail : mail@yoshikawa-zei.com

【今月の一言】

今年は少し早めに桜が満開を迎えている京都です。以前担当した料亭の社長は毎年この頃になると「下品な話でお恥ずかしいですが」と前置きをして、桜の開花時期と曜日を大層気にしておられました。桜の開花そしてその後の雨の状況で客足はがらりと変わります。恐縮されておりましたが、お商売にとっては、とても重要なことですね。「風が吹けば桶屋が儲かる」と言ったものですが、風向きを気にするのは桶屋だけではありません。そして、風を吹かせるにはどうするか、風を吹き続けさせるにはどうするか、風向きを変えるにはどうするか、はたまた風が吹かなければどうするか、、、もちろん、自然には抗えないですが、いろんな可能性は考えておきたいですね。

相続対策が少し変わります

今月は令和5年度税制改正大綱における贈与税及び相続税に関する見直しを紹介いたします。今回の改正は今までの相続対策を少し変えるものになるかもしれません。

なお今回の改正は令和6年1月1日以後の贈与から適用される予定となっておりますので今年の贈与・相続には影響ございません。ご安心ください。

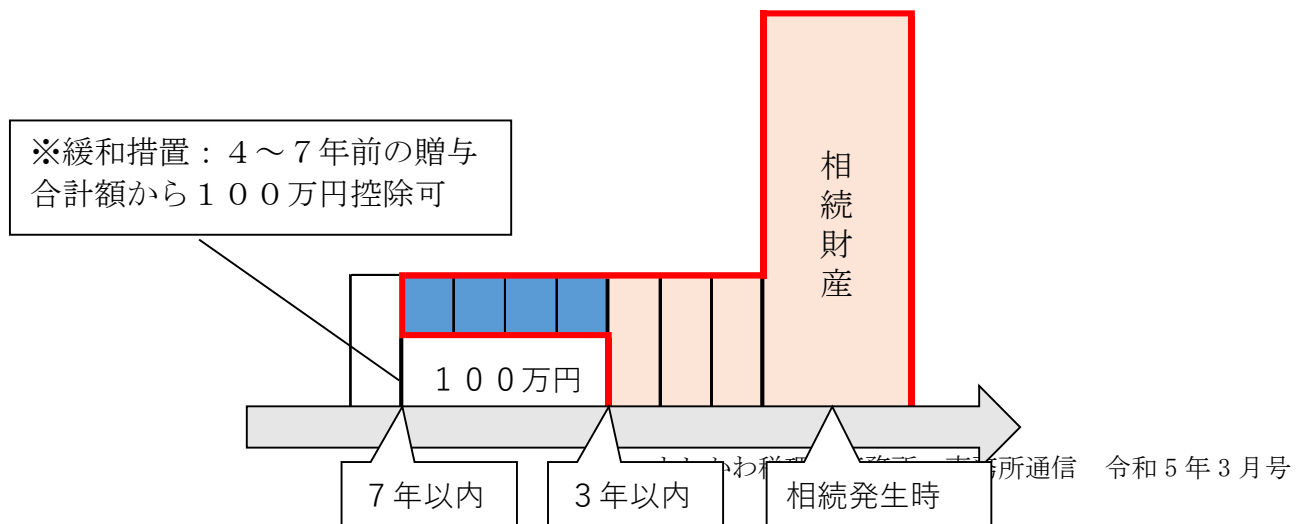
1. 暦年課税制度の見直し

暦年課税制度とは1年間（1月1日～12月31日）に贈与を受けた財産の合計額を基に贈与税額を計算する方法のことです。

現行制度では相続の開始前3年以内に行われた生前贈与は相続財産に加算することになっています（下の図の赤部分）。

今回の改正で「3年以内」が「7年以内」に見直されることにより、亡くなる7年以内に行った生前贈与も相続財産に加算されることとなります。

その結果下の図の青部分が相続財産に加算され、赤枠部分が相続財産となります



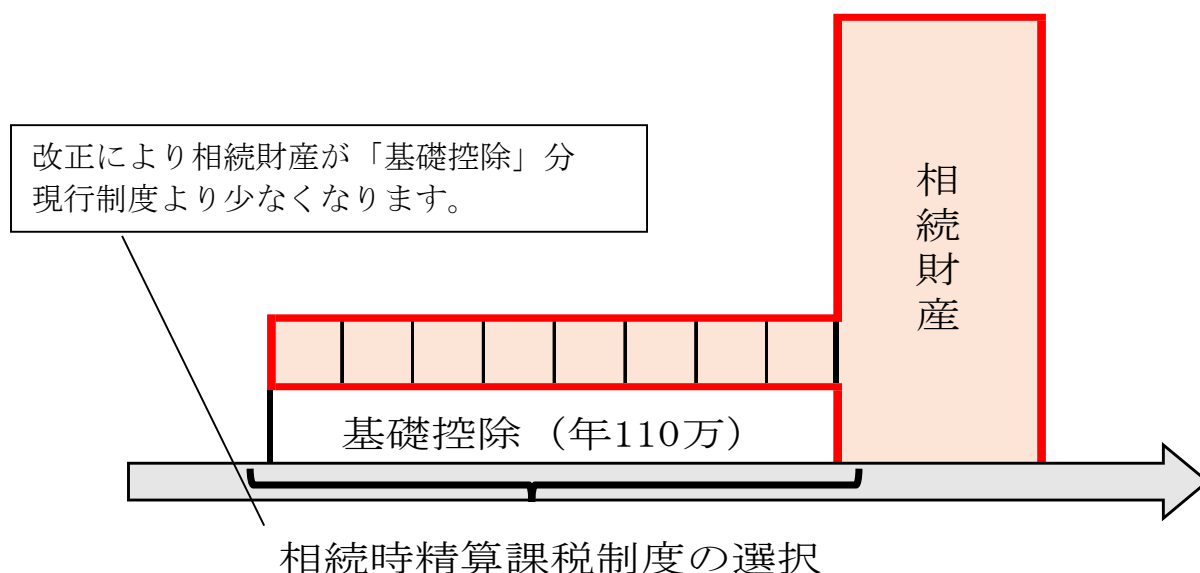
2. 相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度とは贈与を受けたときに、特定控除額（2,500万円）及び20%で贈与税を計算し、贈与者が亡くなったときに相続税で精算する方法のことです。

今回の改正で贈与を受けた金額から基礎控除110万円を控除することが認められます。

この改正により具体的に何が変わったのかというと、例えば贈与後数年内にお亡くなりになったとしても相続時精算課税制度を選択していれば、110万円以内の生前贈与は相続財産に加算されません。

この点が暦年贈与課税と大きく異なります。



3. どちらの制度を選択すべきなのか

暦年課税制度か相続時精算課税制度のどちらの方が有利になるかは、そのご家庭の事情（財産や家族構成など）によって異なります。

また相続時精算課税制度を選択すると、その後の同じ贈与者からの贈与について「暦年課税制度」へ戻すことはできない点は依然として注意が必要となります。



今年中に令和6年からの相続対策をどのように進めていくかの検討、例えば改正に対応した贈与税・相続税のシミュレーションを一度は行ってみてください。

「あとで〇〇しておけばよかった…」とならないような相続対策を進めていきましょう！